

◇単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

- 1 業務職員の初任給基準を削除することにしました。
- 2 管理作業員及び給食調理員の初任給基準を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)